平成２２年（フ）第１９０号
大阪市住之江区住之江１丁目４番21号　安里マンション３Ｅ号
債務者　秦　　耕二
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９１号
大阪市住之江区住之江１丁目４番21号　安里マンション３Ｅ号
債務者　秦　　智子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２３号
大阪府寝屋川市楠根南町30番15号、前住所大阪府寝屋川市大利元町４番２号
債務者　石橋　町子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１２号
大阪市浪速区日本橋５丁目２番18―204号
債務者　赤江真理子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３３号
大阪府東大阪市稲葉３丁目11番６号　ＹＡＮＯフラワーガーデン202号
債務者　池田　蘭子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４４号
大阪市西成区千本北２丁目32番19号　カモンコート岸里Ｄ15
債務者　木村　美佳
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４６号
大阪府八尾市南本町２丁目２番26―301号
債務者　中元　済徳
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５８号
大阪市西成区花園北２丁目11番26号　那須アーバン３　402
債務者　藤川　一利
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６６号
大阪市大正区泉尾２丁目９番９―1104号
債務者　竹谷　美紀
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７２号
大阪市東淀川区大桐２丁目13番30号　村上マンション205号
債務者　[redacted]　千秋
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５号
兵庫県加西市北条町北条53番地
債務者　西野美也子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第２５号
香川県高松市西春日町1065番地175サンシャイン栗林505号
債務者　岡田　弘子（旧姓新谷）
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３２号
大分県別府市大字南立石2037番地の４
債務者　山田　　隆
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５１号
大分市大字永興278番地シユトウアパート
債務者　原　　園江
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６１号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目４番45―51号
債務者　犬塚由紀子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３５５号
北海道苫小牧市しらかば町３丁目24番16号
債務者　丸橋　悦子（旧姓末永）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１１２号
宮城県塩竈市千賀の台１丁目10番21号
債務者　坪田さい子（旧姓庄子）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
仙台市太白区長町南４丁目21番37―504号
債務者　佐藤　　泉
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係